平成22年３月３日（水曜日）

第１回松島町議会定例会会議録

（第１日目）

出席議員（１８名）

１番	緑山市朗　君	２番	佐藤皓一　君
３番	高橋辰郎　君	４番	伊賀光男　君
５番	阿部幸夫　君	６番	高橋利典　君
７番	渋谷秀夫　君	８番	高橋幸彦　君
９番	尾口慶悦　君	１０番	色川晴夫　君
１１番	赤間　洵　君	１２番	太齋雅一　君
１３番	後藤良郎　君	１４番	片山正弘　君
１５番	菅野良雄　君	１６番	今野　章　君
１７番	小幡公雄　君	１８番	櫻井公一　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長		大橋健男　君	
副町長		西村晃一　君	
総務課長		佐藤幹夫　君	
企画調整課長		小松良一　君	
財務課長		熊谷清一　君	
町民福祉課長		安部新也　君	
産業観光課長		阿部祐一　君	
建設課長		中西　傅　君	
会計管理者		大友　忠　君	
会計課長		佐々木千代志　君	
水道事業所長		丹野　茂　君	
総務管理班長		櫻井一夫　君	
教育長		米川　稔　君	
教育課長		亀井　純　君	

選挙管理委員会事務局長	松　田　　実　　君
代 表 監 査 委 員	清　野　精　維　　君

事務局職員出席者

事　務　局　長	高　平　功　悦	主　　幹	佐々木　弘　子

議　事　日　程　（第１号）

平成２２年３月３日（水曜日）　午前１０時　　開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

〃　第　２　会期の決定

３月３日から３月１７日まで１５日間

〃　第　３　諸般の報告

〃　第　４　請願第　１号　「父子家庭と母子家庭がともに『ひとり親家庭』として平等に支援を受けられるよう対策を求める意見書」の提出を求める請願について（継続審査）

〃　第　５　陳情第　３号　「最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書」採択に関する陳情について（継続審査）

〃　第　６　陳情第　４号　「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」の提出を求める陳情について（継続審査）

〃　第　７　請願第　１号　「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」の採択を求める請願について

〃　第　８　議案第　１号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について（朗読説明）

〃　第　９　議案第　２号　松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について（朗読説明）

〃　第１０　議案第　３号　平成２１年度松島町一般会計補正予算（第６号）について（朗読説明）

〃　第１１　議案第　４号　平成２１年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第６号）について（朗読説明）

〃　第１２　議案第　５号　平成２１年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

について（朗読説明）

〃　第１３　議案第　６号　平成２１年度松島町介護保険特別会計補正予算（第５号）について（朗読説明）

〃　第１４　議案第　７号　平成２１年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）について（朗読説明）

〃　第１５　議案第　８号　平成２１年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第５号）について（朗読説明）

〃　第１６　議案第　９号　平成２１年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第４号）について（朗読説明）

〃　第１７　議案第１０号　平成２１年度松島町水道事業会計補正予算（第４号）について（朗読説明）

〃　第１８　議案第１１号　平成２２年度松島町一般会計予算について（朗読説明）

〃　第１９　議案第１２号　平成２２年度松島町国民健康保険特別会計予算について（朗読説明）

〃　第２０　議案第１３号　平成２２年度松島町老人保健特別会計予算について（朗読説明）

〃　第２１　議案第１４号　平成２２年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について（朗読説明）

〃　第２２　議案第１５号　平成２２年度松島町介護保険特別会計予算について（朗読説明）

〃　第２３　議案第１６号　平成２２年度松島町介護サービス事業特別会計予算について（朗読説明）

〃　第２４　議案第１７号　平成２２年度松島町観瀾亭特別会計予算について（朗読説明）

〃　第２５　議案第１８号　平成２２年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について（朗読説明）

〃　第２６　議案第１９号　平成２２年度松島町下水道事業特別会計予算について（朗読説明）

〃　第２７　議案第２０号　平成２２年度松島町水道事業会計予算について（朗読説明）

〃　第２８　議員提案第１号　松島町議会基本条例の一部改正について（朗読説明）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前１０時００分　　開　会

○議長（櫻井公一君）　皆さん、おはようございます。

平成22年第１回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。－－－－－－－－－－－様ほか３名の方であります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、９番尾口慶悦議員、10番色川晴夫議員を指名します。

日程第２　会期の決定

○議長（櫻井公一君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月17日までの15日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月17日までの15日間に決定しました。

日程第３　諸般の報告

○議長（櫻井公一君）　日程第３、諸般の報告を行います。

町長より、あいさつと行政報告をお願いいたします。町長。

○町長（大橋健男君）　本日、第１回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、あいさつと町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

初めに、２月28日、チリ中部沿岸地震に伴う津波関連について、本町の体制並びに状況等についてご説明申し上げます。

午前９時33分、気象庁より東北の太平洋沿岸に多津波警報が発令されたことを受け、直ちに副町長を本部長とする特別警戒本部を設置しましたが、大規模な災害が発生するおそれがあると判断し、午前10時30分、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、その後、午前11時50

分、防災行政無線、松島消防署並びに消防団、町広報車等の車両を用いて、3,490世帯の町民及び観光客に対し、高台等への一時避難指示を行いました。

本町での最高潮位は午後６時に90センチメートルを記録しております。

午後７時１分、下津波警報から津波警報に切りかわり、また、庁舎内に設置している潮位観測システムにより、津波が小康状態に推移したと判断したことから、災害対策本部会議において、各関係機関等の意見を集約し、午後７時30分、避難指示解除を決定し、町民等に周知いたしました。

津波警報につきましては、３月１日午前１時７分に津波注意報に切りかわり、午前10時15分に解除されました。

今回の津波の被害につきましては、一部遊歩道等冠水を確認しておりますが、現在までのところ大きな被害には至っておりません。しかしながら、湾内の水産被害につきましては、かき棚等の被害が確認されており、被害額等詳細は調査中でございます。

以上、津波関連の報告とさせていただきます。

次に、地上デジタル放送への移行に伴う町内の難視聴対策についてですが、菅野前議長とともに私自らが、昨年11月12日に総務省東北総合通信局及び放送事業者に対して、中継局の設置について要望した結果、平成22年２月４日に総務省東北総合通信局及び放送事業者並びに松島町と合同で現地調査が行われたところであります。

現地調査の場所といたしましては、富山周辺を調査いたしました。なお、今回はあくまでも技術的な検討であり、民間放送事業者の経営面での判断がないと、中継局の設置の場所及び時期等が決定しない状況であります。

そのため、町といたしましては、引き続き総務省東北総合通信局及び放送事業者と協議を重ねながら、中継局の設置について努力してまいりたいと思います。

本日提案いたします議案につきましては、条例が２件、平成21年度補正予算が８件、平成22年度当初予算が10件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成21年12月15日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてでありますが、第４回松島町議会定例会を12月15日から21日までの会期をもって、条例改正及び各種会計補正予算の議案をご審議をいただきご承認をいただきました。

１月10日には、成人式を挙行し、新成人180人の門出をお祝いしております。

１月22日には、町独自の地産地消の取り組みの一環として、平成22年度から町内宿泊施設等で提供が予定されております松島環境保全米試食会に出席し、ササニシキのおいしさを再認識するとともに、観光客等に受け入れられるものと期待しております。

１月23日には、世界30地域の美しい湾協議会というのがありますけれども、そこのフランスのモルビアン湾観光局長という方がご来町され、湾内遊覧、瑞巌寺を案内しております。

１月27日には、議会全員協議会において、都市計画道路根廻磯崎線の事業再開などについて協議をさせていただきました。

１月29日には、気仙沼市合併記念式典に出席してきております。

２月５日から６日にかけましては、フランス、モルビアン県の議会議長が本町を表敬訪問し、会談を行った後、湾内遊覧、観瀾亭、瑞巌寺等をご案内しております。

２月６日、７日には、恒例の松島かき祭りが開催され、初日のあいにくの天候にもかかわらず、２日間で約７万3,000人が来場し、たくさんの方々にかきのおいしさを楽しんでいただきました。

２月16日には、本町を含めた塩釜地区２市３町と合同で、塩竈警察署との間で暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する協定書の調印を行っております。

同じく16日の午後には、文化庁長官が来町し、瑞巌寺を案内しております。

次に、要望等につきましては、特別名勝松島地域の景観保持に関する要望を関係機関に提出しております。

このほかの諸報告は記載をもって説明に代えさえていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君）　議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけを申し上げたいと思います。

出納検査、監査の報告についてであります。12月22日、１月20日、２月19日に例月出納検査の報告をいただいております。

請願、意見書等の受理は５件であります。内容は、記載のとおりであります。

行政視察であります。１月29日の山元町議会ほか３市町村の議会が来町しております。

会議等であります。12月15日の平成21年第４回松島町議会定例議会を含め総件数26件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行です。２月１日に第101号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆さんには、大変ご苦労さまでした。

委員会調査についてであります。２月２日に議会広報発行対策特別委員会が七ヶ浜町議会へ議会広報編集作業等について調査しております。

議員・委員の派遣についてであります。１月25日に宮城県町村議会議員講座が開催され、緑山議員ほか６名の議員を派遣しております。研修内容については記載のとおりであります。また、２月８日には、二市三町議員研修会が開催され、佐藤皓一議員ほか13名の議員を派遣しております。研修内容については記載のとおりであります。

以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合における議会報告を求めます。

初めに、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。後藤議員。

○13番（後藤良郎君）　13番後藤でございます。

それでは、宮城東部衛生処理組合議会関係についてご報告をいたします。

去る12月24日、平成21年第４回宮城東部衛生処理組合議会定例会が、宮城東部衛生処理組合会議室において開催をされました。

会議に付された案件は、人事案件１件、補正予算１件の計２件でございます。

議案第10号は、監査委員の選任に議会の同意を求めるものであり、審議の結果、本町選出の私、後藤良郎が選任されました。

続きまして、議案第11号は、平成21年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算（第３号）についてであります。歳入については、行政財産使用料、物品売払収入、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の配分金、災害共済金の収入増額及び歳出の減額によるごみ処理費負担金、財政調整基金の減額であります。一方、歳出については、人事院勧告に基づく給与条例の一部改正による人件費と執行見込みのついた塵芥処理施設維持管理経費のうち、委託料の減額と粗大ごみ処理施設の火災に伴う遠隔監視設備、消火栓の増設に係る工事請負費について増額を行うもので、歳入歳出それぞれ358万円を減額し、歳入歳出予算総額を９億9,981万9,000円とするものであり、審議の結果、原案のとおり可決をいたしました。

以上で、宮城東部衛生処理組合議会の報告といたします。以上です。

○議長（櫻井公一君）　ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。８番高橋幸彦議員。

○８番（高橋幸彦君）　平成21年度第４回塩釜地区消防事務組合の議会定例会の報告をいたしたいと思います。

会議は、平成21年12月25日金曜日、午後１時より、塩釜地区消防事務組合１階大会議室で行

われました。

付議案件として、今会議は松島町議会議員選挙後の初めての議会であり、松島町議会選出の私たち２名の議席の指定が付議事件となりました。

会議の内容ですが、会議録署名議員の指名、会期が12月25日の１日、諸般の報告、行政報告があり、それ以後、議案の審議となりました。

承認第１号として、専決処分の承認を求めることについて、消防活動中の器物破損行為にかかわる損害賠償額の決定について。

議案第14号塩釜地区消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例。

議案第15号平成21年度塩釜地区消防事務組合一般会計補正予算（第１号）

議案第16号平成21年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計補正予算（第１号)。

議案第17号平成21年度塩釜地区消防事務組合障害者自立支援審査事業特別会計補正予算（第１号)。

議案第18号監査委員を選任するための同意を求めることについてであります。

議案第18号については、組合議会専任の監査委員であった太齋雅一議員は、松島町議会議員の任期の終了とともに、当組合議員と監査委員の任期を終えられたが、町議会より当組合議員として再度選出されており、当組合監査委員についても再度再任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

以上、審議の結果、全議案は原案のとおり可決されましたので、報告いたします。以上です。

○議長（櫻井公一君）　ご苦労さまでした。

次に、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。１番緑山議員。

○１番（緑山市朗君）　１番緑山でございます。

去る２月10日、宮城県自治会館におきまして、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の平成22年第１回定例会が開催されました。その内容につきましてご報告をさせていただきます。

議案が９本ございました。最重要案件は、平成20年４月より施行されました本医療制度の保険料をアップするというものでございました。条例上２年ごとになっておりまして、22年４月からの施行内容となります。

皆様ご周知のとおり、後期高齢者は１割負担でございますが、残りの９割を100といたしまして、約50％を国・県・市町村、40％を若年層の保険料、残り約10％を高齢者の方から年金の天引き等で徴収しておるわけですが、現在、宮城県で26万人の高齢者がいらっしゃいます。それで、１年当たり平均医療費が約80万円かかっておるということなのですが、ですから、

計算いたしますと、１人当たり７万円ぐらいの保険料を払っておるということになるわけです。７万円の内訳ですけれども、均等割額のがございまして、７万円のうち４万円を26万人全員が払うと。もう一つは、所得割率というのがございまして、所得に対して約７％を付加する。合計でそれで７万円となるわけですが、この７万円を少々アップさせたいという提案でございました。

そのアップさせる理由といたしましては、後期高齢者が現行26万人から、平成22年、23年度に約１万人以上増加すると、そういう見込みであるということ。

二つ目、１人当たりの医療費が現行約80万円と申し上げましたが、それが平成22年度に約84万円、平成23年度には約88万円に上昇する見込みであるということ、もう一つ、その逆に所得が減少するということでございまして、それを積算いたしますと、平成22年、23年度の保険料は、10％ほど上げざるを得ないということだそうです。

ところが、国の方針としてそれを５％以下に抑えようということだそうで、国・県及び広域連合の財政安定化基金、約23億7,500万円、これを活用いたしまして、10％ではなくて約3.8％ほどにとどめるということで、そういう議案でございました。

正確に申しますと、均等割額を現行３万8,760円から４万20円に、1,260円、3.25％のアップ、所得割率を現行7.14％から0.18％アップの7.32％に改定するということで、トータルで現行７万478円から７万3,171円へ、2,693円のアップということでございました。

ただ、引き続き、所得に応じての軽減措置というものをとるということですので、実質的には５万3,998円から1,690円アップの3.23％に上昇率を抑えるということでございました。

以上の議案、宮城県後期高齢者医療広域連合に関する条例の一部改正、この案件とその予算化でございます特別会計予算、2,076億2,498万2,000円、この特別会計予算が、この２本が重要でございました。

ちょっと長くなりますが、申しわけございませんが、この本医療制度が２年経過したわけですけれども、広域連合長が仙台市長の奥山恵美子さんですけれども、一般質問の中で、民主党が今後３年後にこの制度を廃止するという、マニフェストでうたっているわけなのですけれども、一般質問の中で、民主党を支持母体とした奥山市長は、この制度をどのように考えておるのかという問いかけがございました。ただ、この医療制度を維持することは絶対必要なことであるので継続したいという、そういうご意向がありました。私も本医療制度は今後３年間安定的に維持される必要があるというふうに考えておりますので、先ほど申し上げました二つの議案及び一般会計予算、それから、残余の国の法律改正等に伴う議案につきま

してのすべて賛成をしてまいりました。

この広域連合は、一部事務組合とは異なりまして、同じ特別地方公共団体とは申しましても、国・県等からの大幅な事務権限を委任されている組織でございまして、ましてその26万人を対象とする医療連合、そして、県内35市町村の首長さんたちが執行部を構成し、各市町村議会から議員が選出され、それで運営しておるわけで、ましてその予算規模が2,100億円近くにも達するわけで、責任重大であるというふうに考えておるのですけれども、その議会を構成する私が選出されて参っているわけなのですが、果たして本町議会の意向を受けて私は賛成してきたわけなのですけれども、受ける必要がないのかどうか、それが少々疑問に残りました。

長くなりましたけれども、以上でご報告でございます。詳しい報告書は議長あてにお出ししてございますので、ご参照いただきたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君）　ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第４　請願第１号　「父子家庭と母子家庭がともに『ひとり親家庭』として平等に支援を受けられるよう対策を求める意見書」の提出を求める請願について

○議長（櫻井公一君）　日程第４、請願第１号「父子家庭と母子家庭がともに『ひとり親家庭』として平等に支援を受けられるよう対策を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題とします。

本件につきましては、平成21年第４回定例会において、第２常任委員会に付託し、委員会で審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。７番渋谷議員。

○７番（渋谷秀夫君）　７番渋谷でございます。

本委員会に付託されました請願審査の経過及び結果についてご報告いたします。

請願第１号

「父子家庭と母子家庭がともに『ひとり親家庭』として平等に支援を受けられるよう対策を求める意見書」の提出を求める請願

審査期日、場所は記載のとおりであります。

出席委員は、第２常任委員会９名委員であります。

出席説明員、記載のとおり２名の出席を得ております。

採決の結果は、採択すべきものとなりました。

審査の概要についてご説明申し上げます。

平成21年12月18日に、本委員会へ付託された請願第１号「父子家庭と母子家庭がともに『ひとり親家庭』として平等に支援を受けられるよう対策を求める意見書」の提出を求める請願についての審査概要は下記のとおりである。

請願の趣旨は、現在、支援が必要とされる経済的弱者への対策として、母子及び寡婦福祉法や、児童扶養手当法などが整備されているが、対象が母子寡婦に限られているので、父子家庭も支給対象とするよう早急に改正を求めるものである。

２ページです。

現在、父子家庭への支援対策として行われているのは、児童手当制度、母子父子医療費助成制度、ヘルパー派遣制度、児童相談、保育所への優先入所措置、やむを得ない場合の児童養護施設への入所措置、子育て短期支援、父子家庭等支援事業、子育て支援サービス等である。

一部の自治体では、医療費の無料化、入学祝い金、父子手当の支給、父子家庭の集い等の施策が行われている。

審査を行うに当たり、初めに請願の趣旨及び内容について説明を得るため、請願者（宮城県父子の会代表　村上吉宣氏に出席を求めたが、仕事の関係上来ることができないとのことで、紹介議員である後藤良郎議員から説明を受けた。その後、各委員より質疑を受け意見を求めた。

主な意見としては、既に児童扶養手当法改正法案の概要が示されており、平成22年８月１日から施行が予定されている。松島町としての取り組み方に焦点を当てて審議してはどうか。

２、父子家庭もひとり親家庭として認めるべきであり、早急に国に意見書を提出すべきである。

３、生活保護を受けているケースも含まれると思うので、問題は生じないか、負担はどうなるのかなどの意見が出された。

次に、本町における父子家庭の実情並びに町の対策について、町当局の説明を求めた。町内の父子家庭の世帯数と人数は、１月現在で11世帯25名となっていて、この中で所得制限により４世帯９名は母子父子家庭医療費助成の登録がされていない。本町においては、乳幼児医療費助成の年齢拡大をはじめとして、子育てにかかわる支援を実施している。

子どもを主体に考えたときに、ひとり親が父親であれ母親であれ、児童扶養手当の経済的支援を必要とする状況に変わりはなく、これまで支給の対象を母子のみに限定してきた理由で

ある「父子家庭は統計上、母子家庭より平均年収が高い」は、現在では当てはまらない。

なお、平成22年２月12日に、児童扶養手当法改正法案が閣議決定されている。

以上、父子家庭の実情等について慎重審議した結果、「父子家庭と母子家庭がともに『ひとり親家庭』として平等に支援を受けられるよう対策を求める意見書」の提出を求める請願については、全会一致で採択すべきものと決せられました。

以上で報告を終わります。

○議長（櫻井公一君）　報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。９番尾口議員。

○９番（尾口慶悦君）　ちょっと１点だけお聞きをしたいのでありますが、ここのところになお平成22年２月12日、児童扶養手当法改正法案が閣議決定されていると、これが法案となれば問題ないのですか。これをしてもしなければならないというふうなことになるのですか。ちょっとそこのところだけお聞きをしたい。

○議長（櫻井公一君）　答弁を求めます。７番渋谷議員。

○７番（渋谷秀夫君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

父子家庭に対する支援事業としましてはいろいろあるわけでございますが、この法案によりますと、児童扶養手当法の一部を改正するだけでございます。その他の支援事業はまだこの中には含まれていないということで、やはり意見書は提案すべきといたした次第であります。以上です。

○議長（櫻井公一君）　答弁されました。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより請願第１号を採決します。請願に対する委員長報告は、採択すべきものであります。原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、請願第１号「父子家庭と母子家庭がともに『ひとり親家庭』として平等に支援を受けられるよう対策を求める意見書」の提出を求める請願

については、採択することに決定されました。

日程第５　陳情第３号　「最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書」採択に関する陳情について

○議長（櫻井公一君）　日程第５、陳情第３号「最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書」採択に関する陳情についてを議題とします。

本件につきましては、平成21年第４回定例会において、第１常任委員会に付託し、委員会で審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。６番高橋議員。

○６番（高橋利典君）　６番高橋であります。

それでは、第１常任委員会に付託を受けました陳情３号について、常任委員会におけます審査の報告をさせていただきます。

第１、件名は、陳情３号「最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書」採択に関する陳情であります。

審査の期日、場所は記載のとおりであります。

出席委員は第１常任委員会８名でございます。記載のとおりであります。

出席を求めた参考人は、宮城県春闘共闘会議、－－－－－氏、－－－－氏、２名であります。

採択の結果、全員一致で不採択すべきものと決せられました。

審査（陳情）の概要についてご説明を申し上げます。

平成21年12月18日に付託された陳情３号「最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書」採択に関する陳情について、陳情者の宮城県春闘共闘会議から陳情の趣旨及び内容について説明を受けました。

その概要は次のとおりであります。

最低賃金の決定については、地域別最低賃金制度があり、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し、引き上げ額の目安が提示され、その目安を参考にしながら地方最低賃金審議会で最低賃金が決定されている。

最低賃金制度はＡランクからＤランクまであり、各県ごとに最低賃金がランクづけされている。東北では、宮城県と福島県がＣランクで、他の４県はＤランクである。

宮城県の最低賃金は平成21年10月24日から改正され、これまでの時間額「653円」から「662円」に９円引き上げられているが、東京首都圏の最低賃金「791円」と比較すると129円の差がある。改正前は113円の差であったが、改正後にさらに格差が広がっており、ランクが低い

ほど引き上げ幅が狭くなっている。厚生労働省の調べによると、生活保護を下回る都道府県は12都道府県があり、その中の１県が宮城県で、20円低い結果となっている。フルタイムで働いても月収10万から12万程度であり、生活保護相当の収入を得られない状況であることから、生活保護規定より下回らない水準に改正すべきである。

実際、生活体験を１カ月12万円で行った結果では、税金・社会保険料・個人経費等を引くと１日使える金額は1,000円程度であり、「病気にかからないようにする・友人つき合いはできない・車に乗れない・休みの日には家にいる」という状況から、体験を通して最低賃金で１カ月やっと暮らせるというデータをとっている。

また、労働運動総合研究所（監修責任者、佛教大学、金沢誠一氏）の資料をもとに陳情書は組み立てられているが、それによると東北地方の北上市と首都圏さいたま市で、若年単身労働者世帯（25歳男性を対象）の最低生計費試算調査では、北上市では18万8,818円、さいたま市では19万1,406円とほとんど差のない結果となっている。このことは、さいたま市では、交通網の利便性がよく、交通費が安いものの住居費が高い。北上市では、通勤による交通費が高くなるが、住居費は安いということから、ほとんど変わらないデータとなっている。これらのことから、労働者の全国一律最低賃金制度の確立が求められる。

それとともに、賃金の引き上げは、中小企業の経営負担や経営圧迫の要因になることから、国に対して中小企業への財政支援拡充についても求めていく考えである。最低賃金の引き上げは、労働者だけでなく農業者労働賃金や中小企業の下請け間における賃金にも大きく影響している。

最低生活の根幹にあるのが最低賃金であり、全国一律最低賃金制度が確立することによって、労働者だけでなく自営業者や農業者も生活が保障されていくことから、国民全体にかかわる問題であると考えているという説明を受けました。

委員会審査の内容でございます。

陳情３号「最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書」採択に関する陳情について、陳情者の宮城県春闘共闘会議から説明を受け、質疑などを行い、審査に当たり最低賃金制度や宮城県の最低賃金状況、町の臨時職員の時間給等を参考に審査を行いました。

宮城県内の雇用している企業は、大部分が中小企業である。大幅な最低賃金の引き上げによって、さらなる雇用の悪化を生み出すとともに、賃金の引き上げによる労働時間の短縮での月額の収入低下を招くことが考えられる。現在多くの中小企業は、企業間の競争の激化やデ

フレなどによる体力の限界に直面している。そのため、見習い期間のカットや熟練工の減少など、また、製造部門や加工分野においての無人化が進むことが懸念される。

宮城県のファーストフード店やコンビニでの求人状況を見ると、高校生のアルバイトについては、時間給662円で最低賃金の水準にあり、他事業を含めて680円、700円……。ここで字句の訂正をしていただきます。「700円以上の」と、「の」を入れていただいて、「700円の」の「の」をとっていただければいいかなと。700円以上の支給となっている。

本町においても、緊急雇用対策に係る臨時職員の賃金は時給700円となっており、企業等の最低賃金を上回る支給をしている現状である。

また、最低賃金と生活保護の関係について指摘しているが、両者ともそもそも趣旨の違う社会制度であり、関連づけるのは無理があると考えられる。

それとともに、この陳情は非正規労働者の賃金を上げれば、正規労働者の賃金引き上げられることの中身になっている。農業者や事業主を含めたすべての業種を対象とした内容になっており、理解しがたい部分がある。全国一律最低賃金制度の確立をした場合、需要と供給のバランスや物価水準がたちまち崩れ、社会経済に支障を来すことになると考えられる。

以上のことから、委員会全員一致で、不採択すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。16番今野議員。

○16番（今野　章君）　審査の概要の中で、陳情者より説明を受けておるわけですが、その中で宮城県の生活保護費よりも20円低い結果となっておると、こういうことで説明を受けているようですが、委員会として具体的にその生活保護費との比較を行ったのかどうか。662円ということで、どの程度働いたときに、この生活保護費以下になっているのか、そういうことの検討がきちんとされたのか、その比較がどうだったのかというところをまず１点目お伺いをしたいと思います。

それから、審査内容の中で、趣旨の違う社会制度であり、最低賃金と生活保護の関係について指摘されているが、両者ともそもそも趣旨の違う社会制度であり、関連づけるのは無理と、こう書いてあるのですが、これはこういうふうに結論づけた委員会に無理があるのではないかと、私は思うのですが、皆さんのところでは、最低賃金法をお読みになったのかどうか。そこのところをお伺いをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁を求めます。６番高橋議員。

○６番（高橋利典君）　今、委員の方から最低賃金の宮城県の20円安いのは、そういった今の現行の生活保護との比較はしたのかということでございますが、厚生労働省の調べで全国12都道府県ということでございまして、生活保護を基準からすると、その基準は地域によって違いまして、その保護基準といたしましては、１類から３類までありまして、その１類、３類の中でも１級、２級、３級といった形で選別されておりまして、その世帯によって支給額が違ってくるわけです。そんな中で、どこを基準にするということではなく、やっぱりその形態が違うのではないかということで、その比較については、まず制度が違うということで比較対象にならないのではないかということで審査を行いました。

もう１点ですけれども、地域最低賃金制度の決め方でありますけれども、その中には、決め方には生活保護を考慮してというのも含まれておりまして、それはあくまでも参考ということでございますので、その決定は地域最低賃金制度ということで、そこの中に含まれているということでございます。その制度に関しても、先ほど申し上げましたように、やはりこの制度の内容は最低賃金を決めるのが、地方最低賃金制度審査会でありまして、やはりこの生活水準、生活保護ということになりますと、その生活の状況によっていろいろ支給が違ってきますので、単純にその分野では比較検討、比較にならない制度ではないかということでございます。

○議長（櫻井公一君）　答弁されました。16番今野議員。

○16番（今野　章君）　確かに生活保護そのものは等級がありまして、都市部であれば等級も高いし、給付費も高いと。こういうことになるかと思います。しかし、20円低い結果となっているというふうにこう言っているわけですから、何と比較してこうだったのかということを、委員会として検証しないということ自体がおかしいのではないかと私は思うんですね。そういうことを当然した上で、だからおかしいと、こうならないと、検討したことにはならないのではないか。

宮城県で行っている最低賃金、これは県内１本でおこなっているわけです。生活保護費を下回らないということになれば、宮城県で最も高い生活保護費のところに合わせて最低賃金を設定するということが、私は最低限必要なことだと、こういうふうに思うんですね。そこからいきますとどうだったのかと。そういう検証をされたのかどうかということなんですよ。そうでないと、法律は参考と言っていますけれども、最低賃金法の９条の３項では、生活保護に係る施策との整合性に配慮するんだよと、こういうふうに言っているのです。参考なんてものじゃないですよ。法律でそういう方向性をちゃんと目指すべきなんだということをう

たっているわけですから、そこのところをやっぱり委員会としてきちんと精査をしていく必要性があったのではないかと、こういうふうに思うのですが、非常にそういう意味では審議の中身そのものが不十分だったのではないかなと、こんなふうに思います。

その辺、まずお答えをいただければと思います。

それから、この最低賃金を上げるということについて、これは上げれば企業が倒産すると、こういう理屈もここで言ってみれば言っているわけですが、これまでも最低賃金は上げてきているわけですね。それで一体どれぐらい企業が倒産しているのか。そういう問題を検討されたのか。どこまで上げたら企業倒産になっていくということになるのか。そういう検討をされたのか。そういうことも必要だったのではないか。こういうふうに言うのであれば、そういうことも必要だったのではないかと。そういう裏づけがあってこういうことを言っているのかどうか。こういうことになるのではないかと思います。

私は、今の経済状況を考えれば、人間として最低限の生活ができる、そういう賃金を保障していくと、これが大事なことだと思います。どなたでも今この不況を改善するためには内需の拡大が必要なんだと言っているわけですよ。これは大金持ちにお金をやったって、たいして消費に回らないですよ。ところが、最低賃金レベルで低い所得で働いている皆さん方に、ここのところの懐を温めてやる、最低賃金を引き上げて温めてやるということになれば、それの大方は消費に回ってくるんですよ。そのことが経済の活性化につながるということになるんじゃないですか。そうしたら、ただ単に中小企業が倒産するというだけじゃなくて、中小企業がいわゆる生産する中身のものとして売れ筋が出ていくということにつながるじゃないですか。単純に倒産するということだけには、私はならないと思います。その辺についてどういう議論をされたのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　答弁を求めます。６番高橋議員。

○６番（高橋利典君）　今、中小企業の賃金引き上げについてということで、倒産もあり得るのではないかということでのご質問でございますけれども、やはりこの賃金が上がれば、どうしても今の現状を踏まえれば、外国の労働者なんかも多く入ってきていまして、そういった部分で賃金の引き上げということになれば、そういった労働者を多く使っていく、外国人労働者が入ってくれば、現在日本の労働者の中での賃金の３分の１程度で勤労ができるというような方向性もありまして、そうすると、どうしても企業的に多く雇用に支払いに回せば、それなりに経費、それから経営の圧迫もなるような状況になって生産性も落ちていくわけで、企業の倒産も多くなるのではないかということが懸念されるということでございました。

生活保護については、やはりこの制度そのものが基準の考え方が違うということでございまして、その整合性を持たせるということはなかなか無理があるのかなということでございまして、そういった観点から審査に当たった次第であります。

○議長（櫻井公一君）　16番今野議員。

○16番（今野　章君）　生活保護のことについては、これは十分にこの法律の中で整合性に配慮しなさいと言っているんですよ、法律が。それなのに関係ないという委員会の報告はないんじゃないですか。おかしくありませんか。

そして、今、大変なことを言ったのですが、引き上げれば外国人労働者が入ってきて日本の労働者が働けないみたいな話になったのかなと思って聞いていたのですが、外国人労働者は、では最低賃金を守らなくていいという話になるじゃないですか。そんなことは日本の法律で許していないんですよ。そういう議論でよかったのですか。委員会で。非常に今のは差別的だし、問題がある委員長の発言だったのではないかと思います。いかがですか、委員長。

○議長（櫻井公一君）　答弁。６番高橋議員。

○６番（高橋利典君）　最低賃金ですから、それを引き上げればということになりますから、そういった意味では、最低賃金のこの額についてですけれども、どれだけ引き上げるかということについてはお話はしませんでしたので、目安として1,000円というようなお話だったのでございますけれども、そういったところを一律支払うような形になれば、経営も圧迫されるということの懸念がされるということでございました。

○議長（櫻井公一君）　そのほか第１常任委員会の方で答弁したい方。９番尾口議員。

○９番（尾口慶悦君）　今の委員長の答弁の中で、外国人の話が出たわけでありますが、委員会の中ではそういうふうな問題は出なかったと。考え方の中に、委員長の考え方の中にそういうことがあったのだろうと思うわけでありますが、そういうようなことはなかったと。

それから、生活保護費との整合性というのは、全く同じなところはそれ以上にならなければならない。20円の差、それが整合性に欠けるのかどうかというようなことも問題になるかと思うので、ここの陳情者そのものも、全国一律に上げることには問題があるだろうなというふうなにおいの話もしていっているわけです、質問の中で。そういうふうなものも含めて、私たちはこういうふうな結論を出したと、こういうようなことであります。

それから、20円少ないというのだけれども、実際にはその最低賃金でやっているのは、そういうような何ですか、コンビニあたりの高校生のアルバイトぐらいがそういうふうなものですよと、それ以外はもっと高くくれているんですよと。最低賃金以上の何で支給はしている

と。最低賃金があるからそれ以上にしているんだと思うのでありますが、そういうふうなこともありまして、農業者とそういうふうなものを含めたときに、全企業で見たときには、これ以上上げることも難しいのではないだろうかと。さらに、宮城県なら宮城県の地方最賃審議会ですか、ここでもそういうふうなものが今までも格差をもって支給されてきた、決められてきた、そういうふうな経過も含めると、このまま通すのはいかがなものだろうかと、こういうふうなことで結論になったと、こういうふうなことであります。

○議長（櫻井公一君）　16番今野議員。

○16番（今野　章君）　外国人労働者のことについては、委員長の頭の中にあったことだということですので、発言には十分注意して、やっぱり発言されるべきだとその点については思います。

それから、生活保護費の問題ですけれども、この報告書の中に、今言いますけれども、最低賃金と生活保護の関係について指摘されているが、両者ともそもそも趣旨の違う社会制度であり、関連づけるのは無理があると、こう書いてあるわけでしょう。だけど、法律の方は関連づけなさいと言っているわけでしょう。言ってみれば。こういうふうに報告書に書くことが私は問題でないかと言っているのです。どうなのですかと。それが一つ。

それから、生活保護の関係では、具体的にだから検討をしたのかと。していないということであれば、それは委員会としては十分な調査というふうには言えないのではないかと、こういうことを申し上げたということなので、じゃ最後にもう１回そこだけ聞いて終わりにします。

それから、言ってみれば大変な不況にあるわけですよね。今700円以上もらっていると、こういうお話がありました。多分多くの非正規労働者は700円以上もらっていると思いますよ、私も。だけれども、そういう状況にあっても、この間のリーマン・ブラザーズのような金融恐慌が来て、企業がどんどん首を切ると、こういうことになれば、路頭に迷ってしまうような方々がいっぱい出たんですよ。そのことをどうとらえて、この最低賃金を考えたのかということも、私は必要なのではないかと思うんですね。テレビで皆さんもごらんになったと思いますけれども、年末の派遣村、あそこに行かないともう年も越せないと、こういう状況ですよね。一たん会社をリストラされてしまうと、新しい家を見つけることもできない。こういうことなんかについてもきちんと議論されたのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　再度答弁。６番高橋議員。

○６番（高橋利典君）　先ほど生活保護の関係ということでありましたけれども、先ほども述べ

たように、生活保護基準と、やはりこの基準の算定方式とこの最低賃金の算定、決定方式がやはり違うのではないかなと、そういうところでの違いについて挙げております。

それからですけれども、労働者のこの不況によるリストラ等の段階にあって、そういった中での賃金のあり方についての皆さんでの協議はしたのかということでございますけれども、やはりこの経済不況に当たっての労働者の配慮というものが、やはりこの法の改正等も含めた中でのあり方が必要ではないかなということで進めていられるような気がしますので、その点について皆さんとやっぱり法改正も必要だろうということでは話をいたしたところであります。

あと、一応700円程度のいろんな形でのそれ以上の支給がされているということがありまして、その中でのやはり生活基盤というものがどうなのかということでございますけれども、先ほども述べましたように、やはりこの最低賃金に、労働者というのが高校生、また、そして既婚者の主婦層の方々がほとんどであるということで、多いということでございましての審査の内容でございました。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口議員。

○９番（尾口慶悦君）　三つあるのだと思うのでありますが、生活保護費の方の計算は私はしておりません。はっきりしていないのはしていないのだと委員長に言ってもらわないと困ると思うのでありますが、しておりません。ただ、生活保護費はこのぐらいだよというなのを聞いておるわけでありますが、ここの中で、生活保護費の中身まで検討する必要がなかったと、こういうふうに思っているわけであります。

それから、リーマン・ブラザーズのああいうふうな問題が出て、失業が出る。失業が出ないために、出てしまったのではこの最低賃金も何ももらえないわけでありますから、だから、企業がそういうふうなことに陥らないためには、ほかとの均衡も保ちながら、このぐらいの費用なら仕方ないのだろうと、こういうふうな委員会の吟味の仕方をしたわけであります。その失業が出てしまって、派遣村のようなのに行かなければならない人は、700円、600何ぼもらえないわけでありますから。だから、もらわせるためには、企業も育成をしておかなければならない。そのためにそうしなければならないというふうな議論はあったわけであります。

○議長（櫻井公一君）　16番今野議員。

○16番（今野　章君）　何回も済みませんけれども、そのリストラの問題が話にまた出ましたからですけれども、最低生活も保障できない状況になっているんですよ。企業が倒産したら賃

金ももらえないと言いますけれども、最低生活できなくてテント村に行っているのでしょう。賃金もらっているんですよ、最低賃金以上は必ず。それを破っていったら法律違反なのですから。だから最低賃金以上はもらっているのです。それでなおかつリストラされて、住むところもなくなってしまうという、そういう意味では最低限の生活すらできないところに追い出される、そういう状況だということなんですよ。企業はそういう最低生活費も払えないのだったら、倒産した方がむしろいいんですよ。私はそう思いますよ。大企業が膨大な内部留保を持ってリストラしたのでしょう。ですから、生活を保障しようと思えば保障できるのです。ところが、最低賃金制というものの中で低く賃金が抑えられているから、ろくに貯金もできないで寮を追い出されたら敷金も払うことできないから住む家もないと、こういうことになっているんじゃないですか。そのために最低賃金を引き上げて、少しでも人間らしい生活ができるようなものしなきゃだめだと、これがこの陳情の私は趣旨だと思うんですよ。それなのに、企業が倒産するから賃金をあげない方がいいというのでは、人間は企業よりも先に死になさいと、こう言っているのと私は同じではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口議員。

○９番（尾口慶悦君）　私は町内の業者を見て、町内業者が一生懸命頑張っていても、人も使えないんですよ。そういうような業者もいると、今苦しんでいると、こういうようなことも見て、本当の中小企業者やなんかを見て、こういうふうなことを検討したわけですよ。派遣村に行っているのは金をもらっていないんですよ。もらって稼いでも足らないから行っているのなら、これは別だと思うんですよ。企業がつぶれてしまったら賃金をもらえないんですよ、最低賃金も。どこから出るのですか。だから、そういうふうなことにならないためにも、このぐらいの賃金ならいいのではないかと、最低生活ができるのではないかと、こういうような判断で委員会では不採択としたと、こういうふうなことでありますから。

○議長（櫻井公一君）　他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　なしと認めます。

討論に入ります。討論参加ございますか。

初めに、原案に賛成の方の発言を許します。16番今野議員。

○16番（今野　章君）　ただいまも質疑でさせていただいたわけでありますけれども、私はやはりいろいろ陳情者から説明はあったと思いますけれども、委員会として少なくとも宮城県における生活保護費がどの程度で、それと比較してこの最低賃金がどうだったのかという検証

などがきちんとされるべきであったというふうに思います。

それから、この審査の内容の中で書かれている、いわゆるこの最低賃金と生活保護費の関係、これには関連づけること自体無理があるのだと、こういう書き方には納得いきません。私はこの「最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書」採択ということについて、原案に賛成をしたいと思うわけであります。最低賃金法は、その目的において、この法律は賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的にするのだと、こういうふうに規定をして、先ほども言いましたけれども、９条の３項では「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と、こういうふうに明記をして、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような最低賃金を保障することを要請しているわけであります。

この間、先ほどからお話ししておりますが、小泉内閣の構造改革、そして、新自由主義経済、いわゆる弱肉強食の経済論理によりまして、経済政策によりまして、貧富の差が極端に進んでいる、そういう状況になっております。そしてさらには、一昨年の金融恐慌、リーマン・ショックでは、大量の非正規労働者が解雇されて、仕事もなければ住むところもないという、そういう状況に多くの労働者が追いやられている。年越し村と呼ばれるところに労働者が押し寄せる。そういった年越し村が各地にできると、こういう状況でありました。

今現在をもちましても、日本経済はこの不況から抜け出すことができないでいるという状況でございますが、この大量の非正規労働者の存在でやはり問題になったのは、この一たん解雇されてしまうと住んでいるところ、寮等を追われて、住むところさえなくなってしまう。こういう現実だったはずであります。言ってみれば、こういう低賃金のもとで働かされて、貯金すらろくにできない。ですから、新たな住居を求めようと思うと、敷金や家賃を払うような貯金もないと、そういう現実があったのではないかと思います。まさにぎりぎりの生活をこれらの非正規労働者の方々は強いられてきたのではないかと思います。これはもはや自己責任ということだけではとても抜け出していくことのできない状況、そういうことだと思いますし、そういうことでなければ、家族からまさに支援を受けて、支えを受けてやっていかざるを得ない、こういうことだと思います。

そういうこの日本の現状というものについて、私たちは真剣になってこの働く者の働き方の

あり方の問題、日本の経済のあり方の問題というものを改めてこの問題を通して考えなければならなかったのではないかと思うのであります。そういう意味も込めまして、雇用形態の見直し改善と最低賃金の引き上げというものは当然行われてしかるべきものだというふうに思います。

特に今、未来を担っていく青年、これらの多くの若い方々は正規の雇用を希望してもなかなか正規での働き口が見つからないと、雇用を得ることができないと、パートであったり臨時派遣を請け負いと、こういうようなことで働くことを余儀なくされております。非正規の労働者は雇用労働者の３割以上を占めるというふうに今言われておりまして、職業形態、業種によっては、そうした非正規雇用の形態が基幹的な、この工場の根幹的な、そういうところでの労働形態になっているというふうにも言われております。そうした形で、今の日本経済というのは支えられていると。まさにこういう低賃金の状態の中で日本経済が支えられているのであります。

こういう非常に低い賃金状態でありますから、当然若い方々は結婚したり子どもを産んで育てることもなかなかできない、そういう状況にあるかと思います。そういう状況の中では、将来に対する展望や希望というものも出てこない、生活設計すら描けない、こういうことではないかと思います。

昨年改正されました宮城県の最低賃金は662円と、１日８時間働きまして176時間、月11万6,512円ということになります。この収入から最低でも家賃を払い、年金や医療保険などのこの社会保険料を払う、また租税を払う、そうやって生活をすることになります。そのほかに普通の生活をするということを考えれば、テレビを見たり電話をかけたり、そういった経常的な経費もかかります。もちろんそれらを払った上で、食べて、住んでいくということでの光熱水費、こういったものもかかっていくわけであります。どれだけの生活がこれでできるでしょう。

私はそういう意味で、まさに最低賃金法で定めておりますように、健康で文化的な生活ができる費用が残るように、そういう賃金にしていかなければならないというふうに思います。宮城県の最低賃金は生活保護費以下だと、このように言われておりますので、この意味でも最低賃金の一層の引き上げは必要であるというふうに考えます。

さらに、先ほども申し上げましたけれども、最低賃金を引き上げれば、中小企業はやっていけなくなると、こういう議論が盛んにされますけれども、低賃金労働者の賃金を引き上げれば、富裕層の収入を増やすよりも、経済効果ははるかに大きいという試算もございます。ひ

いては中小企業の経営にも良い方向での影響を引きだしていくものと考えるものでございます。

以上を申し上げまして、陳情３号の原案に賛成する立場からの討論とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君）　次に、原案に反対の方の発言を許します。

討論参加ございますか。５番阿部幸夫議員。

○５番（阿部幸夫君）　５番阿部でございます。反対の立場から討論に参加させていただきます。

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低制度を定め、使用者はその最低金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないという制度でございます。この最低賃金制度はこれまでの社会的な労働条件の下支えの役割を果たして、それによって労働者の生活の安定と国民経済の発展に寄与したことだと私は思っております。

また、目安制度によって全国的な整合性を持った改定が進められてきたことは評価できるものと考えております。そして、経済状況に対する共通認識を形成していく上で、最低賃金の審議が果たしてきた役割も、労使関係上無視できないものがあると考えるものでございます。賃金を上げることは必ずしも反対するものではありませんが、この全国一律の賃金制度にしてしまったならば、需要と供給のバランスや物価水準がたちまちに崩れ、世界経済が混乱することも考えられます。

国がこのようなことから賃金を、国が定めた最低賃金制度に基づいた県の最低賃金審査会を尊重することが妥当だと考え、反対討論といたします。

○議長（櫻井公一君）　他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第３号を採決します。陳情に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立少数です。よって、陳情第３号「最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書」採択に関する陳情については、不採択することに決定されました。

ここで議事運営上休憩をとりたいと思います。再開を11時30分といたします。

午前１１時１７分　　休　憩

午前１１時３０分　　再　開

○議長（櫻井公一君）　会議を再開します。

日程第６　陳情第４号　「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」の提出を求める陳情について

○議長（櫻井公一君）　日程第６、陳情第４号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」の提出を求める陳情についてを議題とします。

本件につきましては、平成21年第４回定例会において、第１常任委員会に付託し、委員会で審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。６番高橋利典議員。

○６番（高橋利典君）　６番高橋であります。

それでは、陳情４号について第１常任委員会の審査報告をいたします。

件名、陳情第４号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」の提出を求める陳情。

審査の期日は記載のとおりであります。

出席委員は第１常任委員会８名であります。記載のとおりであります。

出席を求めた参考人は、仙台弁護士会、弁護士、木坂理恵氏でございます。

採決の結果、全員一致で採択すべきものと決せられました。

審査（陳情）の概要を申し上げます。

平成21年12月18日に当委員会に付託された陳情第４号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」の提出を求める陳情について、陳情者の仙台弁護士会から陳情の趣旨及び内容について説明を受けました。

その概要は次のとおりであります。

改正貸金業法の施行については、多重債務問題と貸金業務の適正化を目的に、平成18年12月に成立し、平成22年６月18日までに完全施行される予定になっている。

これまで多重債務問題を抱えている方が300万人、200万人とも言われているが、３カ月以上にわたって返済が滞っていることや、また、個人の自己破産申立件数も、平成15年のピーク時で約24万件、昨年でも13万件に及んでいる状況である。

これら多重債務問題の大きな要因は、クレジット、サラ金、商工ローンなどの貸金業者の高金利、過剰与信、過激な取り立て及び大量宣伝などであった。

仙台弁護士会はこのような被害者を救済すべく、諸団体と連携を密にし、幅広い国民運動を続け、大きな実績を積み上げてきている。

国においても、この深刻さを認識し、多重債務者対策本部を設置し、多重債務相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定したところである。

宮城県でも、多重債務問題対策会議を立ち上げ、行政と民間団体が連携し多重債務相談に取り組んでいるところである。

また、一方で、改正貸金業法の施行の延期等を求める意見や貸金業者に対する規制緩和を求める論調もあるが、大手証券会社や大手銀行などの破綻に象徴されるいわゆるバブル崩壊後の危機の際は、貸金業に対する不十分な規制のもとに商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、平成10年当時には自殺者が３万人、自己破産も10万人を超えるなど、非常に深刻化した。

このようなことから、改正貸金業法の完全施行の先延ばしや、金利規制などを貸金業者に対する規制緩和は許すべきではなく、多重債務者救済のために改正貸金業法の早期完全施行等を求める旨、説明を受けました。

委員会の審査の内容であります。

陳情第４号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」の提出を求める陳情について、陳情者の仙台弁護士会から説明を受け、質疑などを行い審査した。

改正貸金業法は、平成18年12月に成立し、平成22年６月18日までに施行することになっているが、一部には消費者金融の成約率が低下し、借りたい人が借りられなくなっており、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどから、改正貸金業法の完全施行の延長や貸金業者に対する規制の緩和を求める声がある。

しかし、この画期的な改正という、大きな成果を守らなければならない。

そのためには、地方の相談窓口の拡充を推進する必要があり、国においてそれら自治体の多重債務の相談を支援する相談員の人件費を含む予算措置が必要である。

また、中小企業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させることや、資金調達が制限された中小企業につけいるすきを与えないことや、ヤミ金融の摘発に全力を注ぐこと。これらを強く関係機関に働きかける必要があるという認識で、全員一致で本陳情を採択すべきものとすることに決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井公一君）　報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第４号を採決します。陳情に対する委員長報告は、採択すべきものであります。原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員です。よって、陳情第４号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」の提出を求める陳情については、採択することに決定されました。

日程第７　請願第１号　「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」の採択を求める請願について

○議長（櫻井公一君）　日程第７、請願第１号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」の採択を求める請願についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君）　請願第１号

「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」の採択を求める請願について

請 願 者　　塩竈市北浜４丁目４－２
塩釜民主商工会婦人部
部長代理　　久　保　恵　美
紹介議員　　松島町議会議員　今　野　　章

請願の趣旨

私たち中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。しかし、長引く不況、アメリカ発と言われる金融危機が重くのしかかり、中小業者は倒産・廃業など、

かつてない危機に直面しています。

そうした中で、業者婦人は自営中小業者の自家従業者として、女性事業主として営業に携わりながら、家事・育児・介護と休む間もなく働いています。

しかし、どんなに働いても、家族従業者の働き分は、所得税法第56条の「配偶者とその親族が事業に従事した場合、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認められません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合86万円、そのほかの家族は50万円です。「事業主と一緒に一生懸命働いているのだから、自分の働き分を認めてほしい」という声も多くあります。

白色申告を選択しても、元気に商売を続けられるよう、所得税法第56条の内容を実態に合ったものに改正するよう望むものです。

よって、国及び政府に対し、所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書を提出していただきますよう、請願いたします。

○議長（櫻井公一君）　朗読が終わりましたので、紹介議員より説明を求めます。16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　それでは、請願第１号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」の採択を求める請願につきまして、紹介議員ということで説明を若干させていただきたいと思います。

私、この請願を紹介するに当たりまして、簡単に説明を受けたわけでありますが、まさにこの請願の趣旨に書いてあります、今、局長に読んでいただきましたけれども、その内容にほぼ尽きるわけであります。所得税法56条の規定で、配偶者とその親族が事業に従事した場合、対価の支払いは費用経費に算入しないと、こういうことがあるために、自分たちの配偶者の方々、奥さんですね、が働いた場合は、自家労賃としてなかなか認めてもらえないんだと、こういうことでございました。そうしたことをぜひなくして、必要経費なりなんなりの形で認めてもらえるようにしてほしいと、今こういうことであったわけであります。

青色申告ということでやれば、こうした矛盾はないということもお聞きをしたわけでありますが、白も青も関係なく平等に同じような措置が行えるようにしてほしいと、こういうことでございました。

諸外国におきましても、大体その家族従業者の賃金につきましては、経費の中に見ていくということが大きな流れになっているということで、１日も早く日本においてもそうした状況がつくられればいいなと、そのように私も思いました。

この塩釜民主商工会という団体が、この問題につきましてずっと運動をしておりまして、この２市３町の関係では、松島のほか、この３月の議会に多分七ヶ浜町とか多賀城市、塩竈市などにも陳情されるということでございましたので、請願をされているのではないかと思います。利府町につきましては、12月に既に請願をいたしまして、陳情でしたかね、いたしまして、12月の定例議会で採択をいただいていると、こういうお話でございました。

県内の自治体、11のたしか自治体で既にこの意見書の採択をしていただいているということでございましたので、本町議会におきましても、この請願第１号につきまして皆さんのご賛同を得て採択をいただき、意見書を上げていただきますようにお願いを申し上げまして、紹介議員の説明ということにさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　質問をさせていただきたいわけでありますが、この青色と白色、どっちでも同じようにというふうなことでありますが、所得中、税金は国民の義務であると、それが正確に納付をされるかどうかという、課税町側としては正確に課税されるかどうかと、公平に取れるかどうかと、納めてもらうどうかというようなことが、一番の根本にあるわけであります。

ところが、白色というのは、何もどんぶり勘定をして、その所得の根源がはっきりわからないというのが多いわけであります。青色にすれば、その所得の根源がはっきりしてきて、間違って抜けていれば修正もできると、こういうふうな状況でありますので、課税の公平からいくと、青色申告以外は認めるべきでないというふうな、私は長く税におったものでありますから、そういうふうな考えでいるわけであります。白色にもそういうようなことで専従者給与を認めるというようなことになってしまいますと、何が何だかわけわからなくなるというふうな状況になるのではないかと、こういうような心配をするわけであります。白色でもはっきり所得の根源を出すんだよと、こういうようなことは言われるわけでありますが、実態としてそういうふうになっていないのが実態だろうと。公平な納税をする、納税の義務を負う、憲法上納税の義務を負う方が公平な納税をしてもらうためには、何らかの規制は必要だろうと。そして、正しい申告をしてもらうような方法をとるべきだろうと、こう思うわけでありますが、それらについてどうお考えになったのかお聞きをしておきたいわけであります。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　税金の大変詳しい尾口さんの質問ですので、私の答えで十分になるかどうかということはわかりませんけれども、青色申告、白色申告、それぞれあると、こういうお話は私も聞きました。ただ、税金そのものは申告制だということで、税務署からこういう形でしなさいと言われてしなければならないというものではないというのも一つの考え方だというふうに思います。そういう意味では、白色を選択して自主的に申告をしていくという考え方も非常に大事な考え方ではないかと思います。

その白色でじゃいいかげんな申告をするようになるのではないかということも、私もこの団体の方にお聞きをいたしました。そうしましたら、最近は会計ソフトというのですか、この帳簿をつけるソフトがいいものがあって、そういうものできちんと帳簿を整理している人が多くなってきているのですと、そういう意味では、この白色でも十分に可能ではないかというような、私は説明をいただきまして、ああ、そうですかと、そういうふうにきちんとやれるのであれば、本当に結構なことではないかと。青でも白でも平等に、これは公平に税金を納めるということが可能になっていくのかなと、このように思いまして、紹介議員にもなったという次第でございます。

なお、本当にそういう状況になるのかどうかということにつきましては、私もまだまだ調査不足でございますので、これから多分付託されるでありましょう委員会で、詳細に調査をしていただければよいのではないかと思っております。

○議長（櫻井公一君）　他に質疑ございますか。６番高橋利典議員。

○６番（高橋利典君）　今、今野議員の方から紹介議員として青色、白色のことについてお話がありましたけれども、私も公平な立場からすると、青色申告するのだったら必要経費なんかも認められる部分があります。私自身も青色申告をしているものですから、そういった観点から、今ソフト関係が、非常に会計ソフトがもう優秀になっていまして、全部仕分け、あと一応登録とかすればきちっとそういうものは出てくるようなもう時代でありますから、何も白色で申告する必要がないのではないかなというような気もしますので、その辺の考え方をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　16番今野　章議員。

○16番（今野　章君）　納税は義務でありますけれども、申告は自由に、やっぱり自らするものですよね。ですから、青でなくちゃいけないとか、白でなくちゃいけないということ自体が私はおかしいと思っております。ですから、それは青であれ白であれ、納税義務者が選択をしてきちんと申告ができるようなものに法律上もしておかなければならないと、このように

考えているということでございます。

○議長（櫻井公一君）　他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　なしの声があります。質疑を終わります。

お諮りします。請願第１号については、所管の委員会に付託の上審査を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　異議なしと認めます。よって、請願第１号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」の採択を求める請願については、第１常任委員会に付託の上審査することに決定しました。

日程第８　議案第１号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第８、議案第１号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君）　議案第１号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君）　議案第１号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成20年８月11日の人事院による職員の勤務時間の改定に関する勧告により、職員の勤務時間を１日７時間45分、１週間38時間45分に改正し、さらに昨年８月11日に出されました人事院勧告により、時間外勤務手当等について時間外労働の割り増し賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、月60時間を超える時間外勤務にかかわる時間外勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分の支給にかえて、時間外勤務代休時間を指定する制度を新設することに伴い、

関係条例の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第９　議案第２号　松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第９、議案第２号松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君）　議案第２号

松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君）　議案第２号松島町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

身体障害者福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行規則、宮城県心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、文言の追加を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

これから今度補正予算に入るわけでありますが、ここで議事の都合上休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。再開を１時といたしたいと思います。

午前１１時５３分　　休　憩

午後　１時００分　　再　開

○議長（櫻井公一君）　会議を再開いたします。

日程第１０　議案第３号　平成２１年度松島町一般会計補正予算（第６号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第10、議案第３号平成21年度松島町一般会計補正予算（第６号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君）　議案第３号

平成21年度松島町一般会計補正予算（第６号）

平成21年度松島町の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,326万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億5,339万8,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の変更は、「第３表　債務負担行為の補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君）　議案第３号平成21年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度の国の第２次補正予算に伴う地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業及び育児休業等に伴う職員人件費等の精査について補正するものであります。なお、地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきましては、国の明日の安心と成長のための緊急経済対策において、きめ細かなインフラ整備事業等に支援するとされたことを踏まえ、創設された交付金であり、町の対象事業につきましては、平成22年度に予定していた事業の前倒し実施や、これまで補助メニューがないなど、実施できなかった事業及び町民利用者等の利便性の向上を図るための公共施設等の環境整備事業等を実施するものであり、本事業の

実施により、地元企業の受注拡大に努め、地域活性化等に取り組むものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

歳出につきまして、９ページをお開き願います。

１款議会費１項１目議会費の共済費につきましては、平成21年12月の議員改選に伴い、議員共済会負担金を補正し、また、役務費につきましては、９月定例会における決算審査特別委員会を文科会方式により指示させたことにより、今年度の会議録反訳料の実績見込みを精査し、減額するものであります。

２款総務費１項１目一般管理費につきましては、育児休業等に伴う職員人件費等を精査し、減額するものであります。

10ページまでにわたります。

６目財産管理費につきましては、今年度の国の第２次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることに伴い、松島フットボールセンター無床体育館耐震化事業経費を補正するものであります。

９目交通安全費の報酬につきましては、交通安全指導隊の朝の街頭指導箇所を増やしたことに伴い、出動報酬額を補正するものであります。

12目町民バス運行費の報酬につきましては、地域公共交通会議に付する案件がなかったことに伴い、減額するものであります。

11ページから13ページまでにわたります。

４項３目衆議院総選挙費及び４目宮城県知事選挙費につきましては、選挙費委託金の確定に伴い、事業費を精査し選挙備品を購入するものであり、５目松島町議会議員選挙費につきましては、事業費を精査し減額するものであります。

14ページをお開き願います。

６項１目監査委員会委員費の報酬につきましては、議会選出の監査委員の改選に伴い、松島町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第３条の規定に基づき、報酬が年額で定められている場合、月割り計算となることから補正するものであります。

３款民生費１項２目障害者福祉費につきましては、国の第２次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることに伴い、地域活動支援センター（希望園）の環境整備事業経費を補正するものであり、負担金補助及び交付金並びに扶助費につきましては、自立支援医療等のサービス利用増加に伴い増額し、償還金利子及び割引料につきまして、平成20年度障害者自立支援給付費の確定に伴い補正するものであります。

３目老人福祉費の委託料につきまして、宅配夕食サービス事業の食数の増加に伴い補正するものであります。

６目保健福祉センター管理費につきましては、国の第２次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることに伴い、保健福祉センターの施設環境整備事業経費を補正するものであります。

２項１目児童福祉総務費につきましては、国の第２次補正予算により子ども手当準備事業費補助金が交付されることに伴い、平成22年度より実施する子ども手当の支給に係るシステムの改修費を補正するものであります。

２目児童措置費につきましては、現在の対象者の実績に基づき、精査し減額するものであります。

３目保育所費につきましては、国の第２次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることに伴い、町内３保育所の環境整備事業経費を補正するものであります。

８目子育て応援特別手当給付事業費につきましては、平成21年10月16日の閣議決定により執行停止となったことから減額するものであり、償還金利子及び割引料につきましては、平成20年度子育て応援特別手当給付事務が完了したことに伴い、返還金を補正するものであります。

16ページをお開き願います。

４款１項３目健康館費につきましては、国の第２次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることに伴い、健康館の施設環境整備事業経費を補正するものであります。

５目環境衛生費の報酬につきましては、一般廃棄物の減量化及びリサイクルの推進等について、リサイクル対策審議会に付する案件がなかったことに伴い減額するものであります。

２項１目塵芥処理費につきましては、ペットボトル及びプラスチック類の有償入札による配分金の増額等により減額するものであります。

２目し尿処理費の塩釜地区環境組合負担金につきましては、し尿処理施設に係る維持管理経費の精査に伴い減額するものであります。

18ページをお開き願います。

６款１項３目農業振興費につきましては、農業経営基盤強化資金貸付が新たに決定し、利子補給額が確定したことに伴い補正するものであります。

７款商工費１項３目観光費につきましては、まちづくり交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金が交付されることに伴い、三十刈地内バリアフリー公衆トイレ整備事業経費を増額

補正し、また、国の第２次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることに伴い、双観山受水槽設置事業経費を補正するものであります。

20ページをお開き願います。

８款土木費２項３目道路新設改良費につきましては、国の第２次補正による地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることに伴い、町道西行戻しの松線歩行者系道路整備事業及び道路案内標識板整備事業経費を補正するものであります。

５項２目公共下水道費につきましては、三十刈地内下水道整備事業の財源として、まちづくり交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を下水道事業特別会計へ繰り出すものであり、また、地方負担の軽減を図る財源として配分された地域活性化・公共投資臨時交付金の確定に伴い、あわせて下水道事業特別会計へ繰り出すものであります。

６項１目住宅管理費につきましては、国の第２次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることに伴い、町営住宅高城団地地上デジタル放送アンテナ改修事業及び町営住宅上初原団地瓦屋根ふきかえ事業経費を補正するものであります。

９款消防費１項１目非常備消防費につきましては、国の第２次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることに伴い、消防団第５分団と消防車庫敷地舗装事業経費を補正するものであります。

22ページをお開き願います。

３目災害対策費につきましては、国の第１次補正予算による防災情報通信設備事業費交付金が交付されることに伴い、全国瞬時警報システム整備経費を補正するものであります。

10款教育費２項１目小学校管理費につきましては、国の第２次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることに伴い、小学校遊具更新事業経費を補正するものであります。

24ページまでにわたります。

４項５目地域交流センター費につきましては、国の第２次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることに伴い、手樽地域交流センター進入路拡幅事業経費を補正するものであります。

５項４目給食施設費につきましては、新型インフルエンザの流行により、町内の学校、幼稚園において学級閉鎖等が行われたことから学校給食も停止したことに伴い、精査し減額するものであります。

その他の歳出補正につきましては、事務事業の精査及び確定に伴うものであります。

歳入につきまして３ページをお開き願います。

１款町税５項１目入湯税につきましては、当初見込みより増となることから増額するものであります。

４ページまでにわたります。

３款利子割交付金、４款配当割交付金、５款株式等譲渡所得割交付金、６款地方消費税交付金につきましては、今年度の交付見込み額の県からの通知等により精査し減額するものであります。

14款使用料及び手数料１項６目土木使用料の温水プール使用料につきましては、新型インフルエンザの流行等に伴い、当初見込んでいた利用人数より減となる見込みから減額するものであります。

15款国庫支出金２項１目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました子ども手当準備事業費補助金を補正するものであり、５目地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、国の経済危機対策に係る今年度の第１次補正予算に伴う交付金として６月議会にて補正させていただきましたが、国において見直しを行い、平成22年１月29日に再度交付限度額が示されたことに伴い減額するものであります。

６目地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、国の経済危機対策に係る今年度の第１次補正予算において、本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、各地方公共団体の負担額等に応じて交付することを踏まえ、９月議会にて１次配分額を補正したところでありますが、今回交付額の確定に伴い増額するものであります。

７目地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきましては、今年度の第２次補正予算に伴う交付金であり、地方交付税の基準財政授与額の算定方法等に準じ、人口、財政基盤等により交付されるもので、松島町の対象事業としては、松島フットボールセンター無床体育館耐震化事業ほか13事業であります。

６ページをお開き願います。

16款県支出金２項９目消防費県補助金につきましては、歳出でご説明しました全国瞬時警報システム整備事業費交付金を補正するものであります。

その他の歳入につきましては、事務事業の精査及び額の確定により今回補正するものであり、これらの財源を精査し減債基金へ積み立て及び財政調整基金繰入金を減額補正するものであります。

本文の５ページ、「第２表　繰越明許費」をお開き願います。

三十刈地内バリアフリー公衆トイレ整備事業、三十刈地内下水道整備事業に係る下水道事業特別会計繰出金、全国瞬時警報システム整備事業、また、国の２次補正予算に係る地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で実施する松島フットボールセンター無床体育館耐震化事業ほか13事業及び子ども手当事務処理システム改修事業につきましては、年度内の完了が見込めないため繰り越しするものであり、理科教育等備品購入につきましては、年度内納品が見込めないために繰り越しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第１１　議案第４号　平成２１年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第６号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第11、議案第４号平成21年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第６号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君）　議案第４号

平成21年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第６号）

平成21年度松島町の国民健康保険特別会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ433万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,017万5,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君）　議案第４号平成21年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、共同事業拠出金等の額の確定、特定健康診査等事業及び保険給付費の精査並びに療養給付費等負担金の確定に伴う償還金等について補正するものであり、

また、雇用保険適用者でリストラなどで職を失った者に対する国民健康保険税の軽減として、前年の給与所得を100分の30で算定する措置が、平成22年４月１日から施行されることに伴い、資格管理システムの改修費について増額するものであります。なお、賦課にかかわる改修費につきましては、地方税法改正後に本算定に向けての対応となります。

歳入につきましては、保険給付費等に係る国・県支出金等を補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第１２　議案第５号　平成２１年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第12、議案第５号平成21年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君）　議案第５号

平成21年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

平成21年度松島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億6,286万5,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君）　議案第５号平成21年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険料額の精査に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第１３　議案第６号　平成２１年度松島町介護保険特別会計補正予算（第５号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第13、議案第６号平成21年度松島町介護保険特別会計補正予算（第５号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君）　議案第６号

平成21年度松島町介護保険特別会計補正予算（第５号）

平成21年度松島町の介護保険特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,258万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,261万7,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君）　議案第６号平成21年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、保険給付費の精査及び前年度介護給付費の精査に伴う国・県負担金返還金と、並びに育児休業等に伴う職員人件費について補正するものであります。

歳出につきまして、２款１項１目居宅介護サービス等給付費及び３目施設介護サービス等給付費は、認定者の増化率等を勘案し当初予算を計上しておりましたが、当初見込みよりも給付費が増えたことに伴い増額補正するものであり、また、２目地域密着型サービス等給付費につきましては、当初見込みより給付費が減ったことに伴い減額するものであり、４目居宅介護サービス等計画給付費は、通所介護及び短期入所の利用者数が当初見込みより増えたことに伴い増額補正するものであります。

２項特定入所者介護サービス等給付費につきましても、当初見込みより給付費が増えたこ

とに伴い増額補正するものであり、３項高額介護サービス給付費につきましては、本年度創設されました高額医療・介護合算制度に伴い、支給額が増え補正するものであります。

３款地域支援事業費につきましては、事業の精査に伴い減額補正するものであります。財源につきましては、歳出でご説明しました保険給付費等に伴う国・県支出金及び他会計繰入金等を補正し、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第１４　議案第７号　平成２１年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第14、議案第７号平成21年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君）　議案第７号

平成21年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）

平成21年度松島町の介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ114万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ366万1,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君）　議案第７号平成21年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、保健福祉サービス等の介護保険外サービス、住宅改修費助成、福祉用具購入費助成による対応及び業務委託を行っていた利用者の中で、要介護支援の終了や入院などに伴い当初見込み件数が少なくなったことにより、居宅介護サービス収入を減額

し、あわせてケアプラン作成委託料を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第１５　議案第８号　平成２１年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第５号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第15、議案第８号平成21年度松島町観瀾亭特別会計補正予算（第５号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君）　議案第８号

平成21年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第５号）

平成21年度松島町の観瀾亭等特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ691万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を１億349万9,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君）　議案第８号平成21年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、消費税及び地方消費税の今年度の中間納付分の確定並びに事業費の確定に伴い補正するものであります。財源につきましては、観瀾亭の抹茶等の売り上げ増加に伴い、売り上げ収入を補正し財政調整基金繰入金を減額するものであり、また、福浦橋通行者の増化に伴い、通行料を増額し財政調整基金へ積み立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第１６　議案第９号　平成２１年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第４

号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第16、議案第９号平成21年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第４号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君）　議案第９号

平成21年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第４号）

平成21年度松島町の下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,331万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,823万1,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君）　議案第９号平成21年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の第１次補正予算に係るまちづくり交付金等事業に要する経費の増額及び地域活性化・公共投資臨時交付金の確定に伴う一般会計繰入金並びに事業費の確定に伴い補正するものであります。

歳出につきましては、国の第１次補正予算に係るまちづくり交付金事業として、三十刈地内の下水道整備を図るため、汚水施設整備経費を補正するものであり、また、地域活性化・公共投資臨時交付金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を三十刈地内下水道整備事業及び公共下水道単独事業へ財源充当するものであります。財源につきましては、温泉排水等使用料の増加に伴い下水道使用料を増額し、事業費等の確定に伴う公共下水道事業債及び借換債

を減額補正し、一般会計繰入金を減額するものであります。

また、初原循環線その２工事及び三十刈地内下水道整備事業について、年度内の完了が見込めないため繰り越しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第１７　議案第１０号　平成２１年度松島町水道事業会計補正予算（第４号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第17、議案第10号平成21年度松島町水道事業会計補正予算（第４号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君）　議案第10号

平成21年度松島町水道事業会計補正予算（第４号）

第１条　平成21年度松島町水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第２条　平成21年度松島町水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

款項目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

第１款水道事業費用。６億1,291万9,000円。87万4,000円。計６億1,379万3,000円。

第２項営業外費用。2,075万円。87万4,000円。計2,162万4,000円。

上記以外の予算。５億9,216万9,000円。ゼロ。計５億9,216万9,000円。

第３条　予算第４条本文括弧書き中「３億5,358万1,000円は、減債積立とりくずし額１億1,832万1,000円、過年度分損益勘定留保資金２億3,526万円」を「３億2,729万7,000円は、減債積立金とりくずし額１億1,832万1,000円、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額532万4,000円、過年度分損益勘定留保資金２億365万2,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入科目。

第１款資本的収入。既決予定額400万1,000円。補正予定額111万6,000円の減額。計288万5,000円。

第１項負担金。既決予定額400万1,000円。補正予定額111万6,000円の減額。計288万5,000

円。

支出科目。

第１款資本的支出。既決予定額３億5,758万2,000円。補正予定額2,740万円の減額。計３億3,018万2,000円。

第１項建設改良費。１億6,257万3,000円。2,740万円の減額。計１億3,517万3,000円。

上記以外の予算。１億9,500万9,000円。補正予定額ゼロ。計１億9,500万9,000円。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君）　議案第10号平成21年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、建設改良費の入札差金の減額補正を行い、あわせて消火栓設置に係る一般会計からの負担金の減額及び消費税の増額の補正を行うものであります。

収益的支出総額を６億1,379万3,000円に、資本的収入総額を288万5,000円に、資本的支出総額を３億3,018万2,000円とし、資本的支出額の補てん財源を減債積立金とりくずし額１億1,832万1,000円、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額532万4,000円、過年度分損益勘定留保資金２億365万2,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。日程第18、議案第11号から日程第27、議案第20号までは、平成22年度各種会計予算についての議案であり、町長の施政方針もございますので、一括議題として議案の朗読、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　異議なしと認めます。

日程第１８　議案第１１号から日程第２７　議案第２０号

○議長（櫻井公一君）　日程第18、議案第11号から日程第27、議案第20号までを一括議題とします。

議案の朗読を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君）　それでは、松島町各種会計予算書に基づき説明したいと思いま

す。

まず、１ページをお開き願います。

議案第11号

平成22年度松島町一般会計予算

平成22年度松島町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億9,300万円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、３億円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第220条第２項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額の過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

11ページをお開き願います。

議案第12号

平成22年度松島町国民健康保険特別会計予算

平成22年度松島町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億8,691万4,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法第220条第２項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上した予算額の過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

17ページをお開き願います。

議案第13号

平成22年度松島町老人保健特別会計予算

平成22年度松島町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30万6,000万円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

21ページをお開き願います。

議案第14号

平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計予算

平成22年度松島町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億7,693万3,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

25ページをお開き願います。

議案第15号

平成22年度松島町介護保険特別会計予算

平成22年度松島町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,613万7,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

29ページをお開き願います。

議案第16号

平成22年度松島町介護サービス事業特別会計予算

平成22年度松島町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ452万2,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

33ページをお開き願います。

議案第17号

平成22年度松島町観瀾亭等特別会計予算

平成22年度松島町の観瀾亭等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,413万6,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

37ページをお開き願います。

議案第18号

平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計予算

平成22年度松島町の松島区外区有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ172万8,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

41ページをお開き願います。

議案第19号

平成22年度松島町下水道事業特別会計予算

平成22年度松島町の下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９億278万4,000円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間

及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、３億円と定める。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

47ページをお開き願います。

議案第20号

平成22年度松島町水道事業会計予算

（総則）

第１条　平成22年度松島町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）給水戸数　　5,527戸

（２）年間総給水量　　218万6,450立方メートル

（３）一日平均給水量　5,990立方メートル

（収益収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第１款水道事業収益　６億2,978万3,000円。

第１項営業収益　　６億2,787万7,000円。

第２項営業外収益　　190万6,000円。

支出。

第１款水道事業費用　５億8,286万8,000円。

第１項営業費用　　５億6,426万4,000円。

第２項営業外費用　　1,360万4,000円。

第３項予備費　　500万円。

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億4,283万6,000円は、減債積立金とりくずし額1,761万8,000円、過年度分損益勘定留保資金１億2,521万8,000円で補てんするものとする）。

収入。

第１款資本的収入　100万1,000円。

第１項負担金　　100万1,000円。

支出。

第１款資本的支出　　１億4,383万7,000円。

第１項建設改良費　　１億2,621万9,000円。

第２項企業債償還金　　1,761万8,000円。

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、二子屋浄水場運転管理業務。期間、平成23年度から平成25年度まで。限度額、7,500万円。機械警備業務。期間、平成23年度から平成27年度まで。限度額、263万円。

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、１億円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費　5,055万7,000円。

（たな卸資産購入限度額）

第８条　たな卸資産の購入限度額は、430万6,000円と定める。

平成22年３月３日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読が終わりました。

ここで、これから町長から趣旨説明、施政方針というふうに入っていくわけでありますが、ここで休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

再開を２時５分といたしたいと思います。

午後１時５２分　　休　憩

午後２時０５分　　再　開

○議長（櫻井公一君）　会議を再開します。

これより予算提案に当たって、町長から趣旨説明、施政方針を受けます。提案理由の説明を受けます。町長。

○町長（大橋健男君）　本日、平成22年３月の松島町議会定例会が開会され、平成22年度の各種会計予算案をはじめ、関係諸議案をご審議いただくに当たり、町政運営の基本的な考え方をご説明申し上げ、議員の皆様、並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、世界経済が不況傾向を脱し切れない中、日本経済もまた長期的な景気後退局面に陥っています。国の経済危機対策を含む累次の景気対策により、景気の底割れが徐々に回避されつつありますが、さらなる雇用情勢の悪化やデフレなどの問題が存在しており、景気回復と雇用の安定が我が国の当面の課題となっております。

地方自治体には、少子高齢化や低成長社会、行財政改革などの潮流の中で、これまでになかった多岐にわたる住民ニーズへのきめ細かな対応が求められてきております。

こうした時代にあっては、行政と住民が知恵を出し合い、実践と検証を繰り返しながら、地域の特性を生かした独自のまちづくりを進める必要があり、行政といたしましても施策の選択とより効率的な執行が必要となってきています。

平成20年度及び21年度、国の経済対策に係る補正予算により、本町といたしましては、防災対策を中心とした地域活性化に資する事業の実施や、インフラ整備事業の前倒しの実施をいたしました。これからのまちづくりの基本姿勢として「地域コミュニティの再生や活性化」を啓発・支援しながら、町民に「松島に住む誇り」を持っていただくことと、その先につながる「行ってみたいまち、住んでみたいまち、松島」、「地域の均衡ある発展」を目指してまいりたいと考えております。

そのようなまちづくりの手段の一つとして、昨年４月１日から景観行政団体に移行し、観光地、都市部、農村・漁村部など、それぞれの地域特性に合った良好な景観形成の実現に向けたまちづくりに踏み出しました。この計画を進める中で、「地域の新たな価値」や「景観がもたらす効果」を町民にも考えていただきながら、あわせて地域の価値を育てる町民の新たな意識づくりに努めているところであります。

さらに、松島の価値そのものとも言える観光につきましては、ミシュランで松島が県内で唯一三つ星の最高評価を受けたことなどにより、観光客入れ込み数も増加しており、昨年私が参加したロシアとの地域間交流の取り組みも今後推進されると思われます。

国内観光客の受け入れにつきましても、新たな観光スタイルに対して数々の対応を行ってまいりましたが、今後も松島の魅力づくりになお一層取り組む必要があると認識しております。

雇用と町の活性化に関しましても、平成22年度において、引き続き国の制度を活用し、失業者や高校新卒者を対象とした臨時職員の採用等の緊急雇用対策に取り組んでまいりますとともに、「コミュニティ」、「防災」、「観光」を基軸として、さらに定住促進に向けた施策の推進及び検討を進めてまいります。

「コミュニティ」につきましては、少子高齢化や核家族化が進み、価値観も多様化する中、町民の皆様が安心して暮らせる地域づくりには、地域住民の相互協力が不可欠であり、コミュニティ組織の役割が大変重要であります。このため、地域活動の拠点施設として利用が開始された「手樽地域交流センター」、「松島東部地域交流センター」などにより、地域と連携しながら、既存のコミュニティ団体等の活動支援を推進してまいります。

「防災」につきましては、近い将来に発生が予想される宮城県沖地震等の災害から私たちの大切な生命・財産を守るため、災害時の避難施設となる施設整備や一般住宅の耐震化、地域の防災力の向上など、ハード・ソフトの両面にわたる防災対策を総合的に推進してまいります。

「観光」につきましては、幅広い年代層や外国人観光客に対しても「また来たい」と思っていただけるような事業展開や、松島の自然・歴史・文化・食などの地域資源の魅力をさらに高める施策を推進し、観光客をはじめとする交流人口のさらなる拡大を図ってまいります。

本町がこれまで進めてきましたさまざまな計画等につきましては、平成22年度を一つの区切りの年ととらえ、それぞれの地域特性に合った良好な景観形成の実現に向けて、地域住民、事業者等と協力しながら「景観計画」の策定を行いますほか、長期総合計画第二次基本計画が平成22年度に最終年度を迎えることから、平成27年度を目標とする「第三次基本計画」の策定を行います。さらに平成13年度に策定した「観光振興計画」を見直し、これからの時代に合った新たな「観光振興計画」の策定について取り組んでまいります。

本町の財政状況につきましては、長期的な景気後退などにより町税収入の減少が見込まれる中、扶助費等の義務的経費の増加、特別会計繰出金など、避けては通れない財政需要を見込むと依然として厳しい状況にあります。このような状況のもと、平成22年度の予算規模は、

前年度と比較して一般会計0.8％増、特別会計3.5％減、水道事業会計24.9％減、総額で3.3％減で編成しております。

将来世代に負担を先送りしないためにも、効率的な行財政運営を今後も徹底し、事業の選択と集中を図りながら町民の皆様が将来に希望を持ち、安心して暮らせる松島の実現に向け、全力を尽くしてまいる所存でございます。

次に、平成22年度の主要施策につきまして、長期総合計画の施策体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「自然に恵まれた住み心地の良いまちづくり」につきましてでございます。

土地利用につきましては、都市計画が平成22年度から仙塩広域都市計画への編入がなされます。５月末に決定する「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を踏まえ、各産業との連携を図りながら、周辺の自然環境に調和した土地利用及び交通ネットワークの改善について検討してまいります。

環境保全につきましては、地球温暖化や資源の枯渇などが国際的な問題として取り上げられ、さまざまな対策が話し合われております。

「エネルギー省力化」・「資源の循環」を問われる21世紀、私たち松島町が取り組むべきものは、むだを省き、エネルギーの消費を必要最小限にとどめることと考えております。その手段といたしまして、一般廃棄物の３Ｒ、いわゆる３Ｒですね。発生抑制（リデュース)、再使用（リユース)、再生利用（リサイクル)、これらを進める運動にさらに取り組み、住民の廃棄物抑制の意識改革を推進します。

特に、松島町から排出される廃棄物の減量化対策の中でも、事業系廃棄物の減量化に向けて取り組んでまいります。

河川につきましては、高城川の改修について、松島橋から上流部左岸側の改修工事を実施しておりますが、宮城県に対して引き続き早期完成に向けて強く要望してまいります。

港湾につきましては、湾内の浚渫及び中央桟橋下の土砂撤去について、宮城県に対し引き続き要望してまいります。

住宅につきましては、「町民が安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、地震による住宅被害を軽減するため、木造住宅耐震診断助成事業及び耐震改修工事助成事業を引き続き実施するとともに、昭和56年以前の木造住宅を対象に建築士会と協力しながら耐震診断の必要性を個別に説明し、一般住宅の耐震化を推進してまいります。

集会施設につきましては、まちづくりの基本となる地域コミュニティの核と考えており、本

郷区及び高城区の集会施設の整備について、地域の拠点施設となるよう、地域住民との話し合いを行いながら進めてまいります。

また、人口減少傾向が一層進行し、地域経済や地域活力の低下が懸念されることから、行政として積極的にかかわりながら、就業、観光、不動産、交通、生活関連サービスなど関連する各分野の方々と連携を図り、定住促進に関する各種施策の検討を行い、定住促進を図ってまいります。

上水道につきましては、平成22年度より水道料金の引き下げを実施いたしますが、健全な経営を図るため、収入の確保とさらなる経費の節減に努めながら、公衆衛生の向上と町民に対する安定的な供給サービスに努力してまいります。

また、安全・安心・安定的な水の供給を基本として事業運営を進め、ライフラインの機能強化として、引き続き配水管の増径及び老朽管の布設がえ並びに二子屋浄水場等の施設更新を実施してまいります。

さらに、今後の給水計画、給水人口、給水量等の水需要予測に基づいた水道施設全体の効果的、経済的な運営のあり方と施設更新計画の策定を実施してまいります。

下水道事業の汚水対策につきましては、管渠の整備を三居山二準幹線・初原準幹線等の整備を実施いたします。また、各汚水施設の保守保全を図り、浄化センターの適正な運転管理を行い、快適な生活環境を提供してまいります。

雨水対策につきましては、普賢堂雨水ポンプ場の電気設備更新事業による整備を実施するとともに、西柳地区の水路の一部改修をはじめ、各排水施設の保守保全を徹底することにより、大雨等による浸水被害防止に対応し、暮らしの安全安心に努めてまいります。

道路整備事業につきましては、町道、生活道路の環境、安全性並びに利便性の向上に向けて、整備の必要性、優先順位等を見きわめながら狭隘道路整備事業、舗装補修及び側溝改良等を実施してまいります。

幹線道路ネットワークの整備につきまして、国道45号の松島海岸地区の歩道整備事業は、国土交通省により拡幅の用地買収に取りかかる予定とされておりますが、早期工事着手、完成に向けて関係機関に強く要望してまいります。

また、初原バイパス工事の平成25年度までの完成及び延伸計画の実現について、宮城県に対し引き続き要望してまいりますとともに、主要地方道仙台松島線の整備及び国道45号の渋滞対策、大型車混入率の低減対策もあわせて要望してまいります。

さらに、都市計画道路根廻磯崎線につきましては、事業を再開し、基本設計を実施してまい

ります。

公共交通につきましては、仙石線松島海岸駅の整備について、東日本旅客鉄道株式会社との協議を引き続き進め、早期に実現できるよう努めてまいります。

また、町営バスにつきましては、安全性を重視しながら、住民の利便性の向上を図ってまいります。

情報通信につきましては、高度情報社会への対応として情報システム等の効果的な活用を図るため、緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金を活用してホームページの大幅なリニューアルを行い、随時情報の更新ができるシステムを構築し、広報紙とあわせて町政の情報提供の充実を図ってまいります。

さらに、平成23年７月24日からの地上デジタルテレビ放送完全移行に伴い、住民が視聴できるよう関係機関に対して引き続き強く働きかけてまいります。

交通安全につきましては、交通安全施設点検整備を継続して行うとともに、高齢者並びに交通弱者への事故防止活動や、飲食店等への飲酒運転根絶に関する啓発運動を通じて、「安全で快適な交通環境づくり」を目指し、諸対策の推進を行ってまいります。

消防・防災につきましては、宮城県沖地震をはじめとする大規模災害に備え、消防署、自衛隊などの防災関係機関や消防団との連携強化を図るとともに、防災の視点からの地域づくりを推進する自主防災組織を町内全域に立ち上げるために、小学校児童と自主防災組織との合同訓練を通して、広く町民のコミュニケーションを推進し、世代を超えた防災づくりを目指します。

また、消防団車庫や備蓄倉庫の建設、さらに消防団車庫進入路や災害対策本部室の改修など、新たに整備された施設を有効活用し、デジタル式防災行政無線など、既存の施設と効率よく連動させた防災組織体制を確立させていきます。

防犯につきましては、多種多様化する犯罪に対し、安全・安心推進会議を通して、問題意識の共有、犯罪情勢の把握と分析、安全点検と地域の課題等について、警察等の指導も含め町の関係機関が常に情報を共有し、さらなる犯罪防止に向けて取り組んでまいります。

次に、「健康で互いに助けあい、心のかよいあう温かいまちづくり」でございます。

保健・医療につきましては、関係機関と連携を図りながら、住民が生涯にわたって心身ともに健やかな生活を送ることができるよう「松島町健康プラン」に基づき、各ライフサイクルに合った事業を展開してまいります。

本町におきましては、基礎疾患として高血圧と糖尿病をあわせ持つ人が多いため、早世予

防・障害予防等の観点から生活習慣病の該当者や予備軍を的確に抽出するため、健診項目の見直しを行い、受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病の該当者や予備軍を確実に減少させ、重症化を予防するための保健指導を実施し、住民が安心して健康な生活ができるよう支援してまいります。

高齢者福祉につきましては、介護予防と在宅福祉サービスに重点を置き、宅配夕食サービス事業や生きがい活動支援通所事業等の充実を図り、高齢者が住みなれた地域で元気で自立した生活が送れるよう支援してまいります。

児童福祉につきましては、乳幼児医療費助成事業の継続実施により、子育て世帯の医療費負担軽減を図ってまいります。

また、次代を担う子ども一人一人を社会全体で応援する観点から、子ども手当を平成22年４月より中学校修了までの児童を対象に月額１万3,000円を支給し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

また、次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定し、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標等について定めてまいりたいと考えており、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成されるよう努めてまいります。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援法に基づく給付事業、地域生活支援事業を実施してまいります。

また、障害者のいる世帯の経済的な負担軽減を図ることを目的として実施しております心身障害者医療費助成事業につきましては、平成22年４月より肝機能障害を有する者を支給対象者に加えることにより、心身障害者の医療機会の確保に努めてまいります。

さらには、重度の障害を持つ方などへの外出支援として福祉タクシー等助成を継続して実施するなど、障害者の社会参加、自立促進に努めてまいります。

国民健康保険につきましては、医療制度改革に伴い保険者に義務づけられた特定健診・保健指導の受診率向上に向け、健診の受けやすい体制づくりとして自己負担金の無料化を実施いたします。また、予防可能な疾病の早期介入による重症化防止を図るため、検査項目を追加し、医療費の適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療につきましては、国において制度の変更が検討されておりますが、現段階では宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、高齢者の医療費を支える仕組みがとられています。

町で行う事務である各種申請・届け出の受付、保険料の徴収等について、広域連合と連携を

図り、高齢者の身近な窓口として適正に行うように努めてまいります。

また、後期高齢者医療制度移行前の老人保健制度につきましては、過誤調整・申請おくれに対する事務を行います。

介護保険につきましては、平成12年度に開始以来、介護保険の利用者数やサービス事業提供事業者は大幅に増加するなど、制度は着実に浸透してまいりました。

要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、適正な給付管理及び介護保険料の徴収等の事務が円滑に行われるよう努めてまいります。

なお「大輪の郷グループホーム松島」の指定取り消し処分に伴い、第４期介護保険事業計画に定める認知症対応型共同介護施設の不足分につきましては、計画期間内に施設の充足整備を図ってまいります。

介護サービス事業につきましては、要支援認定者に対し介護予防サービス計画を作成し、可能な限り自立した生活ができるよう支援してまいります。

次に、「松島町の個性を大切にする心美しいまちづくり」でございます。

平成22年度は「松島町教育基本方針」に基づき、生涯学習、スポーツ振興を推進し、また、優しく、たくましい児童・生徒の育成のため、学校教育の充実を図ってまいります。

学校教育につきましては、平成24年度に完全実施となります新学習指導要領改訂への準備を確実に実施するとともに、確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむよう、学力向上・食育・体力づくりを進めてまいります。

また、社会的に問題になっている小１プロブレム、中１ギャップに対応すべく、幼・保・小・中の連携を強化してまいります。

さらに、小・中学校の安全・安心な教育環境の充実のため、松島第一小学校体育館建設事業を実施し、教育環境整備を図るとともに、地域ぐるみの学校安全体制整備を推進し、関係機関の協力のもと、まつしま防災学の継続により災害に強い子どもたちを育成してまいります。

学校給食につきましては、ふるさと食材を生かした給食を提供し、家庭と協力して食育の推進並びに体力の向上、心身の健康の保持増進に努めてまいります。

幼稚園児の一時預かりにつきましては、保護者から要望の多い学校行事や緊急時の預かりを平成22年度中に実施いたします。留守家庭児童学級につきましては、午後７時までの延長を実施するなど、子育て支援の充実を図ってまいります。

また、教育に係る保護者負担の軽減を図るため、奨学金貸与事業を実施するとともに、低所

得世帯の子どもの多い世帯に対する幼稚園授業料減免の拡充を行ってまいります。

社会教育につきましては、おのおののライフスタイルに応じた学習活動を行えるよう支援するとともに、地域や家庭の教育力の向上を推進してまいります。

また、中央公民館につきましては、本町の中心となる文化施設として年間５万人近い利用者があり、より使いやすい施設を目指し、中央公民館大規模改修実施設計業務に着手いたします。

さらに、二つの地域交流センターにつきましては、地域のコミュニティの推進や、町民の生涯学習の振興と健康の維持増進を目的として、利用の拡充を図ってまいります。

スポーツ振興につきましては、松島町スポーツ振興計画に基づいた「幅広い町民の元気をはぐくむスポーツ振興」の理念に基づき、「子どもの体力向上とスポーツへの意識の高揚」、「高齢者・障害者の健康寿命の延伸」、「松島からスポーツの発信」を特に重要な施策として位置づけ、さらに各施設ごとの具体的な事業を実施することにより、町民が明るく豊かで活力のある社会を目指します。

また、温水プール「美遊」につきましては、子どもから高齢者まで多くの町民の健康維持、増進を図る上で重要な施設として位置づけております。今後も施設利用のきっかけとして、魅力あるイベントを企画し、毎月プール・ジム等の各種事業を広報を通じて町民へお知らせするほか、機関誌である「美遊ライフ」も併用し配布することにより、利用促進を図るよう努めてまいります。

「歴史・文化・自然・人」を生かした観光のまちづくり」でございます。

松島町の豊かな自然と文化の継承と創造を図るため、観光・地域間交流・文化財保護を基軸にしたまちづくりを進めてまいります。

観光都市につきましては、県内外より多くの観光客が訪れる一方で、日帰りも多く、道路、交通手段の発達による観光の広域化や国際化、滞在型観光地づくりなどが課題となっております。これらの課題解消には、特に国際化に向けた観光地づくり、地産地消と観光の連携をより強化する観光地づくり、案内看板設置などを通し、観光客に優しい歩行系ネットワークづくりを検討してまいります。

交流事業につきましては、平成22年度に松島において、松尾芭蕉の「奥の細道」ゆかりの地が一堂に会する「奥の細道サミット」が11月に開催されることや、伊達な広域観光圏の６市４町、これは仙台、気仙沼、登米、大崎、利府、南三陸、一関、奥州、平泉、松島でございますけれども、などでの取り組みを行い、松島の魅力を内外に広く情報を発信し、観光客の

受け入れ体制の連携などを通して、滞在型観光地としてのエリアづくりを推進してまいります。

また、夫婦町、日本三景をはじめとした地域とのスポーツ、観光、文化交流等を積極的に進めてまいります。

国際観光につきましても、国際交流協会をはじめとする各種団体への支援や、宮城県が進めるロシア・ニジェゴロド州との交流をはじめ、諸外国との交流事業を観光業界や各種団体と連携しながら推進するとともに、マスコミ等の情報発信機能を活用し、世界を意識した観光地づくりを図ってまいります。

さらに、地産地消や松島温泉による誘客促進を図り、「松島もっともっとＰＲ事業」により、松島の特産品の紹介や観光情報提供を行い、松島に訪れてもらうきっかけづくりになるよう、松島の魅力向上に努めてまいります。

また、松島水族館の跡地活用につきましては、早期に方針が決定されるよう宮城県との協議を進めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、住民参加型の芸術活動を支援するとともに、町民に芸術への関心が高まるような芸術鑑賞の機会を設けてまいります。

さらに、町の歴史、史跡等に関する講座を開設し、町民が主体的に文化学習活動ができるよう推進してまいります。

文化財保護につきましては、特別名勝「松島」の管理団体である宮城県が主となり、保存管理計画の改訂作業を行い、平成22年度より新たな保存管理計画のもとに松島の保全が図られます。

この改訂では、住民生活に配慮をし、これまで以上に生活、生業に係る土地の造成や建築物の基準についての見直しがなされており、より合理的な保存・管理及び活用が図られることになっております。

また、国宝瑞巌寺の改修は平成20年度から29年度までの予定で進められておりますが、引き続き支援を行ってまいります。

松島海岸地区の歴史文化の伝統に加え、品井沼干拓の歴史は松島にとって欠かせないものであります。数多くの先達の努力により元禄潜穴・明治潜穴工事が行われ、その歴史を後世に正しく伝えなければならないと考えており、品井沼干拓資料館の展示内容の検討をしながら、町内外へのＰＲに努め、利用者の促進を図ってまいります。

さらに、よりよい文化財の活用や歴史・文化の啓蒙を図るため、専門的知識を有する学芸員

を配置してまいります。

また、地域コミュニティを形成し、地域活動の核としての役割を担っていただいております、分館活動につきましても支援を強化してまいります。

次に、「“松島人”エネルギーが躍動するまちづくり」でございます。これは産業関係の項目でございます。

農業につきましては、政権交代のもとにおいても、国の政策上の重要課題となっております。町といたしましても、国の施策を注視しながら農業の振興に努めてまいります。

平成22年度には、圃場整備事業実施地区を中心に水稲・大豆生産での農地の担い手への集積と効率的利用による経営の効率化を推進し、自給率向上のために水田農業の経営安定を図るため、担い手農家と集落への組織への支援と育成を関係機関とともに行ってまいります。また、大豆等の集団転作での機械装備の充実と栽培技術向上への支援を行い、適期収穫、収量確保、品質向上を推進してまいります。

県営農業農村整備事業につきましては、圃場整備事業の土手外地区、下志田地区、松島東部地区で引き続き整備が進められ、銭神地区かんがい排水事業及び高城川揚水機場等更新事業につきましては、詳細設計が実施されます。また、国営土地改良（鳴瀬川地区）につきましては、平成21年度で事業が完了し、用水確保が図られ、今後は適切な維持管理に努めてまいります。

松くい虫防除事業につきましては、宮城県及び特別名勝松島地域の関係自治体と連携して、空中散布、地上散布及び伐倒駆除等を実施し、被害の拡大防止と島々などの景観保持に努めてまいります。

森林整備育成事業につきましては、自然との触れ合いを大切にしたふるさとづくりを視点として、森林機能の回復と森林資源の確保を図るため、事業者に対し継続して支援してまいります。

地産地消の取り組みにつきましては、まつの市、産業まつり並びに新たなる松島ブランド米立ち上げの事業を支援し、松島産品の新しい付加価値増加を推進するとともに、安全・安心な農林水産物の消費拡大及び観光事業との密接な連携に努めてまいります。

また、平成22年度は学校給食での特色あるふるさと給食を目指し、地場産食材の利用を推進するとともに、町内外の各種イベント等において、地場産品の宣伝販売を推進してまいります。

水産業につきましては、松島湾の浅海養殖漁業でのかきの生産に対して支援し、各地区に整

備された浄化滅菌装置での安全・安心なかきの生産を行ってまいります。また、アサリの生産については、採貝養殖事業、母貝育成事業への支援を実施し、アサリの資源確保を図ってまいります。

漁港につきましては、磯崎漁港施設と漁港環境の整備事業が、平成23年度完成に向け継続して実施されます。

商工業につきましては、平成22年度に松島町商工会と利府町商工会が合併することを前提として話し合いがなされております。この合併の実現により、利府町との商工連携はもちろん、観光連携面でもさまざまな可能性が期待されますことから、行政間の連携も強化しながら支援に努めてまいりたいと考えております。

また、引き続き商店経営者に対する設備資金・運転資金等の融資斡旋と商工会事業への支援を行うとともに、観光業及び農林水産業等の関係団体等の連携を強化しながら、各種事業を支援してまいります。

また、雇用対策といたしまして、求職者に対し国の緊急雇用創出事業などを有効に活用し、地域での雇用創出につなげてまいります。

企業誘致につきましては、宮城県と連携し、松島のブランド力及び地域資源を生かした環境に優しい企業の誘致を目指してまいります。

ただいま申し上げました各施策に係る平成22年度当初予算の内訳につきましては、一般会計52億9,300万円、国民健康保険特別会計17億8,661万4,000円、老人保健特別会計30万6,000円、後期高齢者医療特別会計１億7,693万3,000円、介護保険特別会計11億5,613万7,000円、介護サービス事業特別会計452万2,000円、観瀾亭等特別会計8,413万6,000円、松島区外区有財産特別会計172万8,000円、下水道事業特別会計９億278万4,000円、水道事業会計７億2,670万5,000円、合計で101億3,286万5,000円でございます。

以上、平成22年度の施政方針につきご説明申し上げました。議員の皆様方にはより一層のご支援とご協力をお願いし、ご承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君）　大変ご苦労さまでした。

以上で、議案第11号から議案第20号までの提案理由の説明が終わりました。

日程第２８　議員提案第１号　松島町議会基本条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第28、議員提案第１号松島町議会基本条例の一部改正について（朗

読説明）を議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君）　議員提案第１号

松島町議会基本条例の一部改正について

松島町議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年３月３日提出

提出者　松島町議会議員　太齋雅一

賛成者　松島町議会議員　高橋利典

松島町議会議員　渋谷秀夫

松島町議会議員　尾口慶悦

松島町議会議員　片山正弘

松島町議会議員　今野　章

松島町議会議員　小幡公雄

以上です。

○議長（櫻井公一君）　続いて、提出者からの説明を求めます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君）　それでは、松島町議会基本条例の一部を改正する条例の提案理由を説明させていただきます。

松島町議会基本条例第８条に規定されている地方自治法第96条第２項の議決事項について、新たな法律の制定により名称が変更になった事項であることから、現状に即した名称とするため所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、第８条第４号の「松島町エンゼルプラン」を「松島町次世代育成支援行動計画」に改めるという内容でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提出者からの説明が終わりました。

お諮りします。

議事運営の都合により、３月４日の１日間を休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　異議なしと認めます。よって、３月４日の１日間を休会とすることに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、３月５日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後２時４５分　　散　会